

休憩時間がきちんと取れない

【質問】

休憩時間に電話がかかってきたり、来客があると上司から対応するように言われているので、ゆっくり昼食を取ったり、自由に過ごすことができません。私のような休憩時間の過ごし方は問題ではないでしょうか。

【答え】

休憩時間とは仕事をすることによって蓄積される労働者の心身の疲労を回復させるための時間です。休憩時間については労働基準法第34条において長さや与え方などの原則が定められています。

1 休憩時間の長さ

1日の労働時間が**6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合には1時間以上**の休憩を労働時間の途中に与えなければなりません。

2 休憩時間の与えかた

(1)一部の業種を除き、原則としてすべての労働者に**一斉に与えなければなりません**。

【一斉休憩の原則が適用されない業種】

運輸交通業、商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、官公署

また、労使協定を締結すれば、一斉付与は適用除外となり交替で与えることが出来ます。

(2)労働者の**自由に利用**させなければなりません。

行政解釈では「休憩時間とは単に作業に従事しない手待ち時間を含まず、労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間の意であって、その他の拘束時間は労働時間として取扱うこと」としています。

したがって、ご質問のように休憩時間中であっても電話がかかってきたり、来客があれば対応しなければならない場合は「手待ち時間」と言われ、完全に労働から離れることを保障されている休憩時間とは言えず、労働時間に当たりますので別の時間に休憩時間を取る必要があります。

会社と労使協定を結んで休憩時間を交替制にするなど、休憩時間をきちんと取ることが出来るように話し合みましょう。

【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 「電話当番や受付」として拘束される時間はいわゆる「手待ち時間」と言われ、労働時間と考えられます。
- ❖ 会社が労働者に決められた長さの休憩時間を与えない、一斉に与えない、自由に利用させないことは労働基準法違反になります。会社に申入れをしても改善されない場合は労働基準監督署に相談しましょう。